

回 覧 平成28年7月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

.
.
.
.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| ①募集 | 1 | ◆「第109回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します
◆よかよか夜市を開催します |
| | 2 | ◆よかよか夜市「ゆかたコンテスト」出場者募集!
◆よかよか夜市 臨時駐車場のご案内 |
| | 3・4 | ◆町職員採用試験のお知らせ |
| | 5 | ◆殿岡生活改善センターの指定管理者(管理運営を実施する団体)を募集します |
| | 6 | ◆商工会員企業のアルバイトを募集します
◆「平成28年度三股町文化賞・功労賞」候補者・団体をご推薦ください |
| | 7 | ◆「家内労働(内職)情報」をお知らせします |
| | 8 | ◆みまたんよかもん体験 ~夏の思い出づくり特集~ |
| | 9 | ◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います
◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします |
| | 10 | ◆「宮崎県就職説明会」を開催します
◆労働条件制度などの相談を受け付けています |
| | 11 | ◆職場でつらい思いをしていませんか?
職場のハラスメントの解決を労働局がお手伝いします
◆交通安全運転研修会を実施します |



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| ⑤保健と福祉
(子ども) | 12 | ◆児童扶養手当の現況届を提出してください |
| | 13 | ◆「ひとり親家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます |
| | 14 | ◆平成29年度鹿児島障害者職業能力開発校の訓練生を募集します |
| | 15 | ◆介護ヘルパーを募集します
◆健康管理センターにアクティブサイクル(自転車)を2台設置しました |
| | 16 | ◆「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します |
| ⑦保健と福祉
(高齢者) | 16 | ◆「厚生労働省シニアワークプログラム地域事業技能講習」の受講者を募集します |
| | 17 | ◆高齢者向け給付金の申請はお済みですか |
| ⑧農林畜産業関連 | 17 | ◆農業委員会制度が改正されました |
| | 18 | ◆8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| | 19 | ◆町福祉・消費生活相談センター「無料法律相談」を実施します |
| ⑨相談 | 20 | ◆町社会福祉協議会「無料法律相談」を実施します
◆「行政相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |

◆「第109回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	7月24日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今回の朝市は、親子で花育体験！詳細は、下記をご確認ください。
毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。
さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。
毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会は午前10時ごろから開催します

上記のポイント引換所で、抽選券をもらうことができます。
抽選券は1人につき1枚までです。

※雨の場合、抽選会を行わない場合があります。ご了承ください。

●花育体験イベント

花と触れ合って子どもの心を育みましょう！大人と子どもであれば、親子以外にもおじいちゃんやおばあちゃんと子どもさんの組み合わせでもOKです。限定40人で先着順です。参加費は無料です。

詳細は、チラシまたは、「よかもんや」までお問い合わせください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。
※新規出店者（出店料500円）も募集しています。
※イベントなどは変更になる場合があります。

■主 催/みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」
☎52-3131 にお願ひします。



◆よかよか^{よいち}夜市を開催します！

●よかよか夜市

日時：7月30日（土）午後5時～9時

場所：町物産館「よかもんや」駐車場（JR三股駅東隣）

毎月第4日曜日に朝市を開催している『みまたん駅前よかもん元気会』が、駅前周辺の賑わいづくりと、町民の皆さんに楽しんでもらうため、『よかよか夜市』（夏祭り）を開催します。たくさんのおいしいものの販売のほか、ゆかた一式をお持ちになれば無料で着付けを行うなど、いろいろな催しもあります。いつもの朝市とは、少し違う縁日風の夜市をお楽しみください！！

たくさんのご来場を心よりお待ちしております。

●ステージイベントを開催します！

- ・豪華景品が当たる、商工会女性部主催『ゆかたコンテスト』
※詳細はコンテストページ（次頁：No.2）をご覧ください。
- ・音楽演奏や踊りなどのステージ
※ステージイベントは、予告なく変更になる場合があります。



※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進していますのでご協力をお願いします。

※詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主 催/みまたん駅前よかもん元気会



※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」
☎52-3131 にお願ひします。



◆ よかよか夜市 「ゆかたコンテスト」 出場者募集！

町商工会女性部は、7月30日に開催される「よかよか夜市」の会場でゆかたコンテストを開催します。ご家族そろってゆかたでお越しください♪
また、当日は、希望者に無料でゆかたの着付けも行います。ゆかた一式(帯、ひもなど)をお持ちください。

- 日 時：7月30日(土) 午後7時～ (雨天決行)
- 場 所：町物産館「よかもんや」駐車場ステージ
- 各部門
女性部門(3部門)
①中学生以下の部 ②高校生～30代の部 ③40代以上の部
親子部門(1部門) お母さんと子ども、お父さんと子どもなど
男性部門(1部門) 何歳でもOK!

※ゆかたコンテスト参加者全員に**参加賞**があります。
※各部門1位と2位には**豪華景品**をご用意しています。
※当日、ゆかたで来場した人には**プチプレゼント**があります。

■ 申込締切 = 7月25日(月)まで
※町商工会に電話でお申し込みください。

■ ゆかたの着付け = 町商工会コミュニティ室

よかよか夜市会場内では、焼きそば、フランクフルト、生ビール(枝豆付)、ヨーヨーなど出店しますので、ぜひ遊びに来てください。

■ 主 催/町商工会女性部

※お申し込み・お問い合わせは、
町商工会 ☎52-2226 にお願ひします。



◆ よかよか夜市 臨時駐車場ののご案内



よかよか夜市に車で来場する人は、臨時駐車場をご利用ください。

- ① 多目的広場(産業会館東側駐車場)
- ② 上原林業駐車場(上原林業事務所東側駐車場)
- ③ JA都城三股支所駐車場
- ④ 宮崎銀行三股支店駐車場
- ⑤ 町武道体育館駐車場
- ⑥ 町体育館駐車場

※飲酒する人は、車での来場はご遠慮ください。



① 募 集



◆ 町職員採用試験のお知らせ

町では、「平成28年度 町職員採用試験」を次のとおり実施します。

1. 採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容

種 類	職 種	採用予定人員	職 務 の 内 容
初 級	一般事務 (A)	若 干 名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。
	一般事務 (N) スポーツ特別選考	1 名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。
	一般事務 (J) 身体障害者を対象	若 干 名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。
	保 健 師 (D)	若 干 名	町長部局などに勤務し、保健業務または一般事務に従事します。

2. 受験資格 (学歴は問いません)

(1) 年 齢

試験の種類	受 験 資 格
初 級	昭和61年4月2日～ 平成11年4月1日までに生まれた人

(2) 資 格

- ①スポーツ特別選考は、高等学校在学時以降に国民体育大会、全日本選手権大会 (インカレ)、全国高等学校総合体育大会 (インターハイ)、県予選を経て、日本体育協会加盟の競技団体が主催・共催する全国大会以上の大会において3位以上の経歴があり、スポーツを通じて培った知識、経験などを活かし、現役選手または指導者として「“アスリートタウンみまた”の創造」のために貢献できる人
- ②身体障害者は、自力による通勤ができ、介護者なしで事務職として職務の遂行が可能で、次の要件を満たす人
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている人
 - イ 活字印刷文による出題に対応ができ、口頭での人物試験 (面接試験) に対応できる人
- ③保健師は、保健師の資格がある人 (平成28年度の試験で資格取得見込みの人を含む) に限ります。
※資格が必要な試験は、資格が取得できない場合、採用になりません。

(3) 次のうちいずれか一つに該当する人は受験できません。

- ㉞日本国籍のない人

- ㉟成年被後見人または被保佐人 (準禁治産者を含む)
- ㊱禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ㊲町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ㊳日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党などの団体を結成し、またはこれに加入した人

3. 試験の日時、場所・合格発表

試 験	試 験 の 日 時	試 験 場	合 格 発 表
1次試験	9月18日 (日) 午前 7時30分 受付開始 8時10分 着 席 8時30分 試験開始 午後 1時10分 試験終了	・町役場 ・町総合福祉センター 「元気の杜」 ・町中央公民館	10月上旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
2次試験	10月中旬～下旬 に 1次試験合格者に対して 行います。	・町役場	11月中旬～下旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

- (注) 試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。
- (注) 試験中は携帯電話の電源を必ず切り、バッグなどにしまってください。
- (注) 1次試験合格者は、10月上旬に町ホームページに掲示します。

4. 試験の方法

初級試験は、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試 験	試験科目	内 容
1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的な知識・知能についての多枝選択式による筆記試験
	職場適応性検査	職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの
	専門試験 (保健師のみ)	専門的知識、技術そのほかの能力についての多枝選択式による筆記試験 (出題分野は別表のとおり)
	作文試験 (一般事務のみ)	表現力、課題に対する理解力そのほかの能力についての記述式による筆記試験

2次試験	人物試験	面接試験
------	------	------

別表 専門試験の出題分野

試験の種類	出題分野
保健師 (D)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健福祉行政論

5. 受験手続き

(1) 申込用紙の請求先・交付場所

- ⑦ 申込用紙の交付場所
町役場 総務課 職員係 (2階 ⑧番 窓口)
- ⑧ 郵便による申込用紙の請求方法
請求先 〒889-1995
宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
三股町役場 総務課 職員係

封筒の表に「**受験申込書 請求**」と朱書きし、**140円切手**を貼った宛先明記の**返信用封筒 (A4判が入る大きさの封筒)**を必ず同封し、総務課 職員係に請求してください。

なお、**郵送にかかる往復の日数を十分考慮してください。**

(2) 申込時の注意事項

一般事務 (N) (スポーツ特別選考) の受験申込は、成績を証明できるもの (賞状または新聞記事などの写し) を受験申込書に添付してください。

一般事務 (J) (身体障害者) の受験申込は、身体障害者手帳の写しを受験申込書に添付してください。身体に障害がある人で、特に何らかの措置を希望する人は、会場準備などの都合がありますので、**受験申込のときに申し出てください。**

(3) 申込用紙の提出先・申込手続

- 提出先……町役場 総務課 職員係 (2階 ⑧番 窓口)
- 申込手続…所定の申込用紙に必要事項 (申込用紙の「郵便はがき」欄に、受験者の氏名・住所を忘れずに書いてください。) を記入し、6カ月以内に撮影した写真と**52円切手**を所定の場所に貼って提出してください。
写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

(注) 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で**簡易書留郵便**にして、郵便局窓口で交付される「**書留郵便物受領証**」を、受験票が到着するまで大切に保管しておいてください。

封筒の表には、「**三股町職員採用試験受験**」と朱書きしてください。

(4) 受付期間

- 7月19日 (火) ~ 8月5日 (金) まで。**
- 町役場受付時間 **午前8時30分~午後5時まで**
(土曜・日曜・祝日は除く)
 - 郵送の場合 **8月5日 (金) 消印有効**

(5) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。8月26日 (金) までに受験票が到着しない場合は、総務課 職員係 (☎52-1113) に連絡してください。

6. 合格から採用まで

最終合格者を採用候補者名簿に登載し、そのうちから任命権者が採用を決定します。

この名簿からの採用は、原則として平成29年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用することがあります。

なお、**合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用にならない場合があります。**

7. 試験関係情報の提供 (緊急連絡) について

災害などによる試験日程の変更やそのほかの緊急連絡を、町ホームページ・宮崎県町村会ホームページに掲載することがあります。アドレスは次のとおりです。

- ・ 町ホームページアドレス <http://www.town.mimata.lg.jp/>
- ・ 宮崎県町村会ホームページアドレス <http://www.myzck.gr.jp/>



※お問い合わせは、
総務課 職員係 (2階 ⑧番 窓口) ☎52-1113 をお願いします。

◆ 殿岡生活改善センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します

平成15年9月に、地方自治法の改正で指定管理者制度が導入され、地方公共団体の出資法人や公共団体などに限らず、民間事業者も「公の施設」の管理運営ができるようになりました。

この制度は、多様化するニーズに合わせて効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減などを図ることを目的としています。

本町では、殿岡生活改善センターの管理運営を行う指定管理者を募集します。

1. 指定管理者が管理を行う公の施設の名称・所在地

名称	所在地
殿岡生活改善センター	三股町大字餅原1023番地4

2. 指定管理者が行う管理の基本と業務内容

殿岡生活改善センター指定管理者業務仕様書に示します。

3. 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

4. 申請者の資格

- 町内に主たる事務所がある法人その他の団体（個人は不可）
- 町税など（使用料、利用料を含む）を滞納していないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団・暴力団関係者でないこと。また、それらの利益となる活動を行っていないこと

5. 提出書類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 指定の期間内の管理業務に関する各年度の事業計画書と収支計画書（様式第2号と様式第3号）
※申請書で様式を満たす事業計画書と収支計画書を作成した場合は様式第2号と様式第3号に代えることができる。
- (3) 定款または寄附行為の写しと登記簿の謄本（法人以外の団体は、会則など）

- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表と財産目録
- (5) 誓約書
- (6) 滞納のない証明書（公募要項の配布開始日以降に交付されたもの）
※納税義務がある場合のみ。納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（任意様式）を提出してください。
- (7) 印鑑証明
- (8) その他町長が必要と認める書類
※(4)～(7)は法人のみ

6. 当該施設の前年度までの管理運営状況

「8. 応募者現地説明会」で説明します。

7. 募集要項の配布など

- (1) 配布場所：町役場 産業振興課 農業振興係
- (2) 配布期間：7月15日（金）～ 8月10日（水）
※土曜・日曜・祝日を除く
- (3) 質問受付：8月22日（月）まで

8. 応募者現地説明会

応募方法、応募書類、業務などの現地説明会を開催します。

- (1) 開催日時：8月17日（水）午後1時30分～
※説明会と施設見学会を併せて行います。
- (2) 開催場所：殿岡生活改善センター（三股町大字餅原1023番地4）

9. 申請受付など

- ・受付場所：町役場 産業振興課 農業振興係
- ・受付期間：9月12日（月）※土曜・日曜・祝日を除く
- ・受付時間：午前8時30分～午後5時

※募集要領、業務仕様書、各様式は、町ホームページでも入手することができます。

※お問い合わせは、
産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）
☎52-9086（直通）をお願いします。



◆ 商工会員企業のアルバイトを募集します

商工会員企業では、アルバイトを募集しています。
 現在、求職中の人、興味のある人はぜひご相談ください。
 地元で楽しく元気よく働いてみませんか？

会 社 名	有限会社 しゃくなげの森
職 種	サービス業
仕 事 内 容	調理助手、配膳
勤 務 期 間	7月下旬～8月31日(水)
勤 務 時 間	午前10時～午後2時
時 給	800円
休 日	相談に応じます
人 数	約10人
申 込 方 法	面接日時を連絡しますので、電話でご応募ください。 ※面接時には履歴書をお持ちください。
申 込 先	有限会社 しゃくなげの森 〒889-1911 三股町大字長田5268 ☎54-1367

※お問い合わせは、
 町商工会 ☎52-2226 にお願ひします。



◆ 「平成28年度三股町文化賞・功労賞」候補者・団体をご推薦ください

町では毎年、町の文化の向上・発展に多大な貢献があり、学術・芸術・技術・体育の各部門の功績が特に著しい個人と団体を表彰しています。

今年も11月3日(木・祝)の文化の日に表彰式を開催するために、選考準備を進めています。

対象者の年齢は問いません。各部門で、素晴らしい功績を挙げた人・団体が皆さんの周りにいましたら、ぜひ推薦してください。

記

表 彰 の 種 類	文化賞、功労賞
対 象 部 門	学術・芸術・技術・体育の4部門
表 彰 範 囲	町内在住者、出身者または縁故者、町内所在の団体
選 考 方 法	「文化賞等選考審査会」を設け、審査します
表 彰 式	11月3日(木・祝) 文化の日に行います
推 薦 書 の 提 出 先	町立文化会館 (推薦書用紙は町立文化会館にあります)
提 出 期 限	8月31日(水)



※お問い合わせは、
 町立文化会館 ☎51-3462 にお願ひします。

◆ 「家内労働（内職）情報」をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

いろいろな内容の仕事の情報提供をしていますので、ぜひご利用ください。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（希望する家内労働の募集が終了している場合もあります）。

電話での相談も受け付けています。気軽にお問い合わせください。

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

★データ文字入力・部品組み立て・刺しゅう・編み物などの経験者、ワープロ・エクセル・ワードなどの資格を持った人も登録しています。

★ボタン付け・糸切り・ラベル貼り・宛名書き・アクセサリ作り・データ入力・箱組み立て・部品組み立てなどの内職や短期間の内職も受け付けています。ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

【仕事の内容など】

<仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります>

仕事の内容	委託地域	工賃
ソックスかがり	三股町、都城市、小林市	1 ダース（24枚） 400～450円
人形の絵付けなど	三股町、都城市とその近辺 高原町、小林市内一部地域	10～50円/個
縫製後の糸切りまとめ作業 （ループ、まつり縫い、 ボタン付け、肩パット付け）	三股町、都城市とその近辺	4円～ （宮崎県婦人既製洋服 製造業最低工賃に準ずる）
学生服まとめ （まつり縫い、スナップ付け、 しつけ縫いなど）	三股町、都城市とその近辺	30～150円/着
部品組み立て、部品外観 （傷汚れ）検査	三股町、都城市	0.3円～ 1.8円/個
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 4円～20円/本
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	2万円～ 4万5千円/反
学生服ミシン縫製	三股町、都城市とその近辺	30円～140円/着

7月1日現在

■相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く）

■相談時間：午前9時～午後5時

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター（都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内）

（☎・ファクス：25-0300）をお願いします。

☆詳しくは県のホームページをご覧ください。

宮崎 内職

検索





2016 みまたん ㊦ よかもん体験

夏の思い出づくり特集



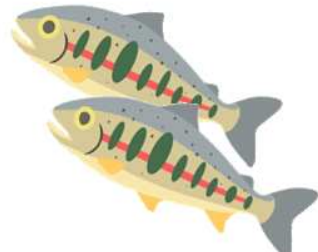
町観光協会では毎年好評の「よかもんツアー」を、今年は『よかもん体験』として開催します。家族や友達など、お誘いあわせのうえ、ふるってご参加ください！

夏休みはここ！ 涼しい清流で楽しさ満喫 親子で参加を！

川遊び&やまめつかみどり体験

清流で川遊びをして（インストラクター介助付き）、やまめのつかみどりを体験しよう！ ランチが付きます！

- 日程：8月6日（土）、7日（日）の2日間
- 時間：10時集合（終了予定午後1時）
- 場所：しゃくなげの森（三股町長田 5268）
- 体験料：1人 1,200円



★ 夏に疲れたカラダとココロに！ ★

ナチュラルビューティ講座

町内在住のティーコンシェルジュが教える効果的な食事法とハーブティのレッスン
参加者にはハーブティのお土産が付きます！

- 日時：8月27日（土） 午前10時～正午
- 集合場所：町物産館よかもんや
- 体験料：1人 2,000円



窯元で陶芸体験

毎年大好評！！ 今年体験できる窯元が増えました！
焼き上がりは約1ヶ月後、受取りは各窯元になります。

体験料 1人1,500円
各窯元共通
所要時間：約2時間

- 紫麓窯**（三股町大字長田 3608）
■ 7月25日（月）～8月5日（金）の月水金 ■ 午前9時～
- 生楽陶苑**（三股町大字長田 6460-1）
■ 7月29日（金）、30日（土）、31日（日） ■ 午前10時～
- むかひ窯**（三股町大字樺山 4363） ※1日当たり10人まで
■ 8月1日（月）～8日（月） ■ 午前9時～
- 陶房こころ**（三股町大字蓼池 5115） ※1日当たり4人まで
■ 8月22日（月）、24日（水）、26日（金） ■ 午前9時～

果物狩り体験

南畑さんちのブドウ狩り

田んぼの真ん中、ハウスで5種類のブドウ狩りを楽しもう！
試食可能！ 持ち帰りは、100g 120円～130円

- 日程：8月5日（金）～20日（土） 午前10時～正午
- 場所：南畑さんちのハウス（三股町大字蓼池 2716-1）

児玉さんちのブルーベリー狩り

周りは里山。自然とブルーベリーの両方が楽しめます！
摘み取ったものは園内で食べられます。持ち帰りは100g 150円。

- 日程：7月25日（月）～8月5日（金）の月水金
- 時間：よかもんや午前9時 <現地午前10時>
- 集合場所：町物産館よかもんや、または児玉さんち（長田 5046）
※よかもんや集合の場合、町コミュニティバス「くいまーる」で移動します。



★お申し込みは 町物産館よかもんや TEL 52-3131

申し込みは開催日の5日前までにお願ひします。定員になり次第、締め切らせていただきます。

※事業主催・お問い合わせ先は
町観光協会（産業振興課内） ☎ 52-9085 まで

④ お知らせ

◆ 国民健康保険被保険者証の切り替えを行います



現在使用中の国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）は、**7月31日（日）**で有効期限が切れ、**8月1日（月）以降は使用できなくなります**。新しい保険証は**7月下旬に郵送**します。

古い保険証は、町民保健課 国保年金係（町役場1階③番窓口）に返却するか、各自の責任で処分してください。

【注意事項】

区分	保険証	手続きなど
保険税の滞納世帯	郵送しません。	7月下旬に、国保年金係（町役場1階③番窓口）で切り替えを行います。詳しくは対象世帯へ文書で案内します。
町に住民票がない大学生・専門学校生など	保険証は個別に発行しませんので、世帯に送付された保険証を使ってください。	有効期限は平成29年3月31日です。平成29年4月初めにあらためて手続きが必要になります。詳しくは世帯主へ文書で案内します。
厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている65歳未満の人で①・②のどちらかに当てはまる人	① 年金加入期間が20年以上の人 ② 40歳以降の厚生年金などの年金加入期間が10年以上の人 ①・②のどちらかに当てはまる人は 退職者医療制度の保険証となります。	退職者医療制度は平成27年3月末に廃止されました。 ただし、平成27年3月31日（26年度末）までにこの制度に該当した人は、65歳になるまでの間、退職者医療制度の資格が継続します。

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）

☎52-9631（直通）をお願いします。



◆ 国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします

入院時の療養などにかかる窓口負担が「限度額まで」となる黄色いカードです

70歳未満の国民健康保険加入者の方で、現在持っている【国民健康保険限度額適用認定証（以下「限度額認定証」という）】は、世帯の所得状況の見直しにより、**8月1日以降は使用できません**。

8月1日以降も入院予定の方は新しい限度額認定証が必要になりますので、国保年金係（役場1階③番窓口）で世帯主が申請手続きをしてください。

限度額認定証の発行は随時行っています

入院にかかる窓口負担の軽減となりますので、現在、限度額認定証を持っていない人も、入院するときは申請を行ってください。

《 注意 》

- 限度額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からとなります。
- 保険税滞納世帯には交付できません。
- 古い限度額認定証は国保年金係（役場1階③番窓口）に返却するか、各自の責任で処分してください。

《申請に必要なもの》

- 国民健康保険被保険者証・印かん（認め印可）
- 世帯主・適用減額対象者（入院予定の人）のマイナンバーが分かるもの

* **平成28年度町県民税（住民税）非課税世帯**の方は、入院時の食事代も合わせて限度額までとなる、【国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証】の交付申請をしてください（70歳から75歳未満の人を含みます）。

* 保険税滞納世帯でも、非課税世帯の人には入院時の食事代が軽減される【標準負担額現額認定証】が発行されます。

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）

☎52-9631（直通）をお願いします。



◆ 「宮崎県就職説明会」を開催します

県では、県内企業就職希望者や来春卒業予定者（高等学校卒業予定者を除く）と県内企業との出会いの場として、「宮崎県就職説明会」を開催します。県内で仕事を探している人は、ぜひこの機会をご利用ください。

■会場

- 都城 8月 9日（火） 都城圏域地場産業振興センター
（都城市都北町5225-1）
- 延岡 8月 5日（金） 延岡総合文化センター
（延岡市東浜砂町611-2）
- 小林 8月10日（水） ガーデンベルズ小林
（小林市細野13-3）

■開催時間（全会場共通）

午後1時30分～午後4時 ※受付：午後1時～

■参加企業

県内に事業所などがあり、県内で就職する人材を募集する企業。
※参加企業は、県庁ホームページをご覧ください。（7月中旬公開予定）

■参加手続

参加費無料。事前手続きなどは不要です。

■内容

企業との個別面談会を行います。



※お問い合わせは、

県雇用労働政策課

☎0985-26-7105 にお願ひします。

詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。

宮崎県就職説明会

検索

◆ 労働条件制度などの相談を受け付けています

宮崎県社会保険労務士会では、宮崎労働局の委託を受けて、社会保険労務士が賃金制度・労働条件制度などをはじめ労働トラブル防止・解決のための労働相談や各種雇用関係助成金の事業主の皆さんの相談を受けています。費用は無料です。秘密厳守で対応します。

小さなことでも気軽にご相談ください。

相談内容

賃金制度、労働時間制度、就業規則、労働安全衛生管理、経営課題と労務管理、その他の労働諸問題、業務改善助成金、各種助成金

◎出張相談（電話相談・対面相談）

■都城地区の開設日時

毎月第4木曜日

午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時は除く）

※祝日などの場合は、該当日の前後日に変更となります。

■場所

社会保険労務士事務所 Office MOMO

都城市豊満町1510

■連絡先

☎22-5537

◎訪問相談

事業所へ直接「専門家」を派遣し、相談に対応します。（相談日時は、要相談）

宮崎県最低賃金総合相談支援センターに予約が必要です。

※お申し込み・お問い合わせは、

宮崎県最低賃金総合相談支援センター（宮崎県社会保険労務士会内）

☎0985-20-8160 にお願ひします。

詳しくは、宮崎県社会保険労務士会のホームページをご覧ください。

宮崎県社会保険労務士会

検索



◆ **職場でつらい思いをしていませんか？
職場のハラスメントの解決を労働局がお手伝いします**



職場のセクシャルハラスメント（セクハラ）とは

職場で、性的な冗談、食事やデートへの執拗な誘い、体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること。

事業主には、職場のセクハラを防止するための措置が義務付けられています。

例：同僚が社内や取引先などに対して性的な内容の噂を流したため、仕事が手につかない。

職場のパワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く人に対して、仕事上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させたりすること。

例：同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた事務職で採用されたのに、仕事は草むしりだけ個人所有の携帯電話などを勝手にのぞかれる

マタニティハラスメント（マタハラ）とは

つわりなど、妊娠が原因の体調不良で休む、医師などの指示で休業した、産前産後休業や育児休業を取得した（申し出た）、妊娠・育児や介護のための制度を利用した（申し出た）などを理由として、事業主が解雇、減給、降格、不利益な配置転換などの不利益な取り扱いをすること。

例：妊娠を報告したら「退職してもらおう」と言われた。切迫流産で入院したら「もう来なくていいから退職届を書け」と言われた。



**匿名でも大丈夫。プライバシーは厳守します。
無料ですのでまずは相談してください！**

相談窓口

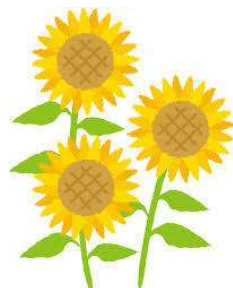
宮崎労働局 雇用環境・均等室

☎0985-38-8821

詳しくは、宮崎労働局のホームページをご覧ください。

宮崎労働局

検索



◆ **交通安全運転研修会を実施します**

第6地区と第9地区の住民を対象に交通安全研修会を実施します。

三股交番所長を講師に招き、最近の交通情勢やさまざまな交通事故の事例を挙げて説明を受け、ドライバーが普段から気を付けておくべきことを学ぶことができますので、運転免許証を持っている人は、ぜひ受講してください。たくさんの参加をお待ちしています。

期 日	時 間	場 所	対 象 地 区
8月6日（土）	午後7時～	第9地区分館	東植木・西植木
8月7日（日）	午前9時～	第6地区分館	勝岡・前目・蓼池 餅原・三原

※受け付けは、開始30分前から行います。

生垣や樹木がおい茂り、車道や歩道にはみ出している箇所が多く見られます。このような箇所は、道路の見通しを悪くしたり、車や歩行者の通行に支障となったりするだけでなく、交通事故につながる恐れもあります。

道路に張り出した生垣や庭木などが原因で交通事故が発生した場合、所有者が賠償責任を負わなければならないことがあります。地域の安全のために、定期的に^{せんてい}剪定を行いましょう。

※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ⑧番窓口）

☎52-1110（直通）をお願いします。



⑤ 保健と福祉（子ども）

◆ 児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親または母親がいない児童や、父親または母親が中程度の障害の状態にある児童が、健やかに育つことを目的として、その児童を育てている人に支給されるものです。

ただし、前年（1月分から7月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

■ 現況届（年1回）を受け付けます

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の養育状況などを確認するために、「現況届」を提出する必要がありますので、次のとおり手続きをしてください。また、都合の悪い人は福祉課窓口（1階⑥番）で8月31日までに必ず現況届を提出してください。

この現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。

対象者には7月末に郵送で直接案内します。

受付日時	8月3日（水）	午前9時30分～正午 午後1時30分～ <u>8時</u> (※受付終了時間：午後7時45分)
	8月4日（木）	午前9時30分～正午 午後1時30分～ <u>5時</u>
場 所	町役場4階 第2会議室	



【持ってくるもの】

- ①印かん（児童扶養手当用に使用しているもの）
- ②住民票（発行日が8月1日以降のもの）
 - ・本人の同居世帯全員の住民票
 - ・同番地で世帯を分けているが実際は同居している家族がいる場合は、その世帯の住民票も必要です。
- ③児童扶養手当証書（黄色）
- ④運転免許証または健康保険証（本人確認のため）

※以下は該当する人だけが提出してください

- ⑤平成28年度所得課税証明書（発行日が8月1日以降のもの）
 - 平成28年1月1日に町内に住民票がなかった人
 - ・平成28年1月1日在住の市町村役場で発行された「所得課税証明書」
 - ※同居の家族の中で本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の所得課税証明書も必要です
- ⑥別居監護申立書・住民票
 - 児童の住民票が町外にある場合
 - ・住民票（児童の所属する世帯全員<省略なし>のもの）
 - ・民生委員または学校長の証明を受けたもの

※現状届は受給者本人が届け出を行ってください。代理人での届け出はできません。

※お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎52-9060 にお願ひします。



◆ 「ひとり親家庭医療費助成事業」 受給資格者証の更新を受け付けます

現在受給資格者証を持っている人が更新の対象者になります。
更新手続きが必要な人には、7月末に郵送で直接案内します。

ひとり親家庭医療費助成事業は、母子・父子家庭、寡婦家庭の経済的負担と精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

ただし、前年（1月分から7月分の手当は前々年）の所得が一定額以上の場合、助成対象外となります。

■ 助成の内容

1カ月に支払った医療費（保険診療分）が1,000円を超えた場合に「高額療養費」「附加給付」などを差し引いて助成します。

【母子・父子家庭】

◎ 対象になる人

- ① 町内に住所があり、20歳未満の子どもを扶養し、配偶者のいない人
- ② ①の扶養を受けている18歳以下の児童（18歳になって最初の3月31日まで）

◎ 対象にならない人

- ・ 所得が一定額以上の場合には、認定されません。

※例：子どもを1人扶養している場合は230万円以上

【寡婦家庭】

◎ 対象になる人

次の①～③の全てを満たす人

- ① かつて、母子家庭として20歳未満の児童を扶養していたことがある人
- ② 60歳から70歳の女性
- ③ 現在、1人暮らしで扶養家族などがいない人（住民票・保険証ともに本人のみであること）

④ 所得が192万円未満の人

※昨年、扶養家族がいた人などは基準額が変わります。

毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、受付期間内に手続きをしてください。

また、都合が悪い人は、福祉課児童福祉係（1階⑥番窓口）で8月31日まで（土曜・日曜を除く）に必ず更新の手続きをしてください。

この手続きをしない場合、受給資格があっても8月以降の医療費助成はされません。

受付日時	8月3日（水）	午前9時30分～正午 午後1時30分～ <u>8時</u> （※受付終了時間：午後7時45分）
	8月4日（木）	午前9時30分～正午 午後1時30分～ <u>5時</u>
場所	町役場4階 第2会議室	
準備するもの	①印かん（認め印可、シャチハタ不可） ②健康保険証（世帯全員分）の <u>コピー</u> ※事前にコピーしたものを提出してください。 ③現在持っている医療費受給資格者証 ④身分証明書（運転免許証など） ⑤養育費に関する申告書 ⑥更新通知書	
世帯の状況で必要となる書類	(ア) <u>平成28年度所得課税証明書</u> （発行日が8月1日以降のもの） ●平成28年1月1日現在、町内に住民登録がない人 ・平成28年1月1日在住の市町村役場で発行された「所得課税証明書」をお持ちください。 ・同居の家族の中で本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の所得課税証明書も必要です。 ※児童扶養手当の現況届で提出する人は併用できます。 (イ) <u>就学証明書</u> ●本町以外に住民登録をしている母子・父子家庭の対象となる児童がいる人 (ウ) その他 ・後日送付する案内文書でご確認ください。	

※現況届は受給者本人が更新の手続きを行ってください。代理人での手続きはできません。



※お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎52-9060（直通）にお願いします。

⑥ 保健と福祉（一般）

◆ 平成29年度鹿児島障害者職業能力開発校の
訓練生を募集します

鹿児島障害者職業能力開発校では、障害のある人に、時代の需要に応えられる知識・技能を習得してもらい、職業人としての自立を支援するため、各種の職業訓練を実施しています。

南九州唯一の国立障害者職業能力開発校です。全国どこからでも応募できます。

		定員	応募資格	訓練期間
募集訓練科	情報電子科	10人	高校卒業(見込者含む)または、同等以上の学力がある障害者	1年
	デザイン製版科	20人		
	建築設計科	20人		
	義肢福祉用具科	10人		
	OA事務科	20人		
	アパレル科	10人	義務教育修了以上の障害者	
	造形実務科	10人	義務教育修了以上の知的障害者	
	試験内容	筆記試験（国語 数学）、面接		
その他	応募書類は、最寄りのハローワークにあります。			
	訓練期間は、訓練手当などが支給される場合があります。			
	入学金・授業料は無料です。			
	校内に寮を完備しています。入寮は任意です。 (入寮者の介護は対応していません)			

	受付期間	試験日
①	8月 1日（月）～ 9月 5日（月）	9月23日（金）
②	9月26日（月）～10月31日（月）	11月18日（金）
③	11月 7日（月）～12月 2日（金）	12月16日（金）
④	12月19日（月）～ 平成29年1月19日（木）	平成29年 2月 3日（金）
⑤	平成29年2月6日（月）～ 平成29年 3月 3日（金）	平成29年 3月16日（木）

※お問い合わせは、
鹿児島障害者職業能力開発校
または最寄りのハローワーク（公共職業安定所）まで

●鹿児島障害者職業能力開発校
〒895-1402 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名1432
☎ : 0996-44-2206
FAX : 0996-44-2207
ホームページ :
<http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/shogaikou/index.html>

●ハローワーク都城（職業安定所）
〒885-0072 都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階
☎ : 22-1745
FAX : 25-0989 お願いします。



◆ 介護ヘルパーを募集します

町社会福祉協議会では、介護ヘルパー(パート職員)を募集します。

介護を必要としている人のお宅を訪問し、生活援助(掃除、洗濯、調理など)や身体介護(食事、入浴など)を行います。

希望する人は社会福祉協議会まで履歴書をご提出ください。

時 給	身体介護 1,440円 生活援助 1,000円 ※土曜・日曜・祝日は割増料金となります。
応募条件	①介護職員初任者研修(ヘルパー2級)修了または 介護福祉士の人 ②普通自動車運転免許(AT限定可)

※お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎52-1246 (直通) にお申し込みします。



◆ 健康管理センターに アクティブサイクル(自転車)を2台設置しました

町民の健康づくりのために、運動器具が使える「エクササイズクラブ」を行っています。

登録をすれば、19歳以上の町民なら誰でも利用できます。

ただし、ホールの使用可能な日は限られています。利用者カレンダーを月ごとに作成していますので、健康づくりのために、ぜひ活用してください。エクササイズクラブ登録は、随時、健康管理センターで受け付けています。

※申請には印かんが必要です。



※お問い合わせは、

健康管理センター ☎52-8481 にお申し込みします。

◆ 「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します

ギャンブル依存症は心の病気です。ギャンブルによって、経済的・社会的・精神的な問題を生じているにも関わらず、やめることができない状態です。この時、家族もギャンブルの問題に巻き込まれ、悩み苦しむ、借金の返済に追われ、日常生活が破綻します。

「ギャンブル依存症者の家族のつどい」では、ギャンブル問題を抱える家族が、悩み苦しみを分かち合い、勇気と元気をもらうためにグループミーティングを行っています。

下記の日程で開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。
事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	県内在住で、ギャンブル問題を抱える家族
内容	家族ミーティングや情報交換
場所	県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日時	開催日：8月2日(火)、9月6日(火)、10月4日(火) 午後1時30分～3時30分 ※毎月第1火曜日に開催しています ※この「つどい」で他の家族から聞いたことは、秘密厳守をお願いします

ギャンブル依存症者の家族・友人のための自助グループ「ギヤマノン」でもミーティングが行われています。詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせは、

県精神保健福祉センター（県総合保健センター 4階）

〒880-0032

宮崎市霧島1-1-2

☎ 0985-27-5663

FAX 0985-27-5276 お願いします。



⑦ 保健と福祉（高齢者）

◆ 「厚生労働省シニアワークプログラム地域事業技能講習」の受講者を募集します

ハローワークに求職登録している人で、就職を目指している55歳以上のシニア世代を対象に技能講習を行います。受講料は無料ですので、ぜひご参加ください。

講習名	パソコン基礎講習
内容	就職につながる基本的パソコン操作（エクセル・ワード）に加えて、就職活動能力を高める実践練習を行い、さまざまな職場への就職を目指します。
講習期間	8月22日（月）～9月2日（金） 【土曜・日曜を除く10日間】
締切日	8月8日（月）必着
募集人員	20人
実施場所	南九州大学都城キャンパス （都城市立野町3764-1）

※申込方法：ハローワーク都城、町シルバー人材センター、都城市シルバー人材センターに置いてある申込書を宮崎県シルバー人材センター一連合会宛てに郵送またはファクスでお申し込み下さい。締め切り後、受講者選考を行います。

※お問い合わせは、

公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター一連合会

宮崎市瀬頭2丁目6番14号

☎ 0985-31-3775

FAX 0985-31-3776 お願いします。



高齢者向け給付金の申請はお済みですか？

町では現在、高齢者向け給付金の申請を受け付けています。
高齢者向け給付金の申請書は、受給できる可能性がある人に5月中旬に送付していますが、申請をしないと受給できません。



申請期限は8月31日（水）までとなっています。
申請していない人は、早めに申請してください。



用紙をなくした場合は再発行しますので、ご連絡ください。



その他、分からないことがあれば、ご相談ください。

※支給の対象となるのは、以下の全てを満たす人です。

- ・平成27年度分の町県民税（均等割）が課税されていない人
- ・平成27年度分の町県民税（均等割）が課税されている人の扶養に入っていない人
- ・生活保護を受けていない人
- ・昭和27年4月1日以前に生まれた人

高齢者向け「臨時福祉給付金」のお問い合わせは

福祉課介護高齢者係 臨時福祉給付金業務室

☎【特設電話】 ①52-1115
②52-1116 にお願ひします。

⑧ 農林畜産業関連

◆ 農業委員会制度が改正されました

農業委員会とは

農業者の代表である農業委員で構成された行政委員会で、農地の権利移動や転用などについて、農地法などにに基づき審査を行う決定機関です。昨年改正された「農業委員会に関する法律」が4月1日に施行されました。

主な改正内容は次のとおりです。

○農業委員会の役割として「農地等の利用の最適化の推進」が重点業務となります

最適化とは、担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規参入の促進をいいます。

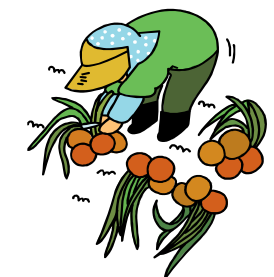
○農業委員の選出方法が変わります

今までの選挙制度が廃止され、推薦や公募により町長が議会の同意を得て任命します。
選挙制度が廃止されたことで、毎年農家が行っていた「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」の提出がなくなりました。

○農地利用最適化推進委員が新設されます

農地利用最適化推進委員は、農地利用の適正化のために、担当地域における現場活動（現地調査や農地所有者への働きかけなど）を主に行い、農業委員と密接に連携して活動するもので、平成29年7月に任命される農業委員で構成する新しい農業委員会が、推薦や公募によって委嘱します。

※お問い合わせは、
農業委員会 事務局
☎52-9087（直通）をお願いします。





◆ 8月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆8月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	8月3日（第1水曜日）・8月17日（第3水曜日） 《午後1時30分～3時30分》 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。
場 所	町最終処分場（グリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん（認め印可） をお持ちください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換します。**

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に住んでいること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）
☎52-9086（直通）をお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生事例が引き続き報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎52-9088（直通）をお願いします。

⑨ 相 談

◆町福祉・消費生活相談センター

「無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターでは次の日程で無料法律相談を計画しています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	8月10日(水) ※定員は5人まで
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町福祉・消費生活相談センター
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの金融、貸借、土地、家屋、相続、離婚に関わる法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。個人の秘密は固く守られます。
申込方法	事前の予約が必要です。 相談希望者は、必ず実施日の1週間前までに電話またはセンターに直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター
☎52-0999 にお願ひします。



◆町社会福祉協議会

「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	8月16日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、法律上のさまざまな相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申込方法	相談は 予約制 です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎52-1246 にお願ひします。



◆ 「行政相談」を実施します

行政相談は、**国の行政全般**について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。**国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。**

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	8月1日（月）、8月15日（月）
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相談委員	下石年成、大村田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎52-1112（直通）をお願いします。



◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎52-1246 をお願いします。

